

## 個人事業主の所得税青色申告決算書又は収支内訳書を提出する場合

所得税青色申告決算書又は収支内訳書については、受取印があるもの又は、電子申告の場合は電子申告の確認ができる書類を添付してください。

電子申告の確認ができる書類が手元にない場合は下記のいずれかの方法でご準備ください。

- 1) e-Tax のメッセージボックスに受付の連絡が入るので、その写しを提出してください。ボックス内のメッセージは、1900日保存されるので、直近5年分の入手が可能です。
- 2) 税務署に「開示請求」の手続きをし、受付番号が入った申告書の写しを発行してください。

※1年分につき300円かかります。

※請求後、1カ月以内の発行になります。